

## 府内藩における「宝永強訴」と「宗寿寺村々方騒動」

秦 政 博

## 一 はじめに

豊後における農民闘争は、文化八・九年の文化一揆を頂点に、明治維新期のもので含めて、様々な闘いが報告されている。研究的に一々これをふり返る余裕はないが、近年の『大分県史』や各種の市町村誌などにおいて、新たな角度による見直し作業や新史料の発掘が相次いでいるのは周知の通りであろう。規模と構造において最も注目すべき文化一揆についても、先学の諸業績に加えて、当研究会の史料叢書の一つとして「碩田叢史」本（大分県立大分図書館蔵）に依った「党民流説」（文化一揆史料集（一））を刊行したのも、そうした目的からである。

さて、府内藩の百姓一揆については、この文化一揆を含めて過去数例が紹介されている。従来、府内藩での一揆は宝暦十一年九月十八日里郷田中村百姓四人による投免要求の触れ歩きに端を発した、同九月二十一日の上村・竹上村農民六五人による城下への強訴が初例とされていた。これについては、『大分市史』に若干の報告が見え、また立川輝信氏による詳細な史料紹介がある<sup>(1)</sup>。

ところが、後に報告するように、府内藩での強訴はこれよりおよそ半世紀近く以前、宝永七年の末に起きた奥郷武宮・橋爪両組農民によるものが先行する。以下この強訴を「宝永強訴」と仮称する。また、このすぐ後享保十一年に起きた宗寿寺村の村方騒動は、庄屋の私欲、不正を追求した最初の村方騒動として注目される事件である。次いで延享四年には、中郷中尾村農

民「廿三四人」が、「当夏致徒党筋達成願」<sup>(2)</sup>を行なっている。

さらに、宝暦二年には分知領である奥郷の中洲・直野内山・奈良田・瓜生田・上洲・下田向・野畑村の、村役人層を含めた村人による強訴騒の事件が発生した。これは、分知領に対する御用金の賦課と無尽の徴収に対して、「近年百姓共困窮致居申候上、段々御用未被仰付候節立行不申、依之百姓共村々ニ寄りヲ立訴状差出積り、段々騒動致由」という動きを展開したのである。具体的には村人たちは知行所支配を嫌い、「六ヶ村共ニ御本家様江御呼戻し被下候様」に希望し、これが入られない時には「他領へ立のき申覚語」を予告したのである。<sup>(4)</sup>

前記の宝暦十一年の城下強訴に先立ち、府内藩ではこのような闘いの事例を挙げ得る。そして、この後にもまた、安永元年萩原村の先庄屋に対する騒動や、天明七年村入用の使途をめぐる国分村での村方騒動を報告できるのである。<sup>(5)</sup>

さて、宝永強訴は宝永七年十二月二十日に勃発した武宮・橋爪両組農民による、はじめての府下城下への強訴である。強訴の内容は「百姓共願書口上之覚」<sup>(5)</sup>五か条によって確認出来るが、要求は文化一揆の際に見られるような藩政の根幹に迫るような内容は見られず、加えて帰村命令にも直ちに順応している。このことが、処罰者は籠舎一人という藩の事後処置の寛大さもつながった事由と考えられるが、全体として藩の対応には強圧よりも宥に力点が置かれている。<sup>(7)</sup>

一方、この強訴を伝え聞いた佐伯藩では、次のような内容を藩日記の中に書き留めている。<sup>(7)</sup>

一、府内松平対馬守様御領内、上郷六千石之所百姓共、去暮大分府内城下へ罷出、光西寺来迎寺へ宿仕、式拾七ヶ条に訴状差出候由、人数千人程罷出候由、当正月十四、五日頃も又城下江罷出候旨いまた事済不申候由（以下略）

このように宝永強訴の概要を記しているものの、二十七か条の訴状と正月中旬の再度の強訴、そして「いまた事済不申候由」という事情は、当事者である府内藩日記の中には関連記事は見えず、「風聞」によった記事である可能性が大きい。

次に宗寿寺村に方騒動について、少しばかり記しておこう。これは府内藩日記の享保十一年十一月二十九日・十二月二日・同四・五・八・九日の条に関係記事が見える。宗寿寺村は七四石余（『元禄郷帳』）の奥郷の村である。事件は、庄屋太郎右

衛門の非法を「組頭・百姓共」が出訴した、典型的な村方騒動である。この出訴に先立ち、「当秋」にも庄屋非法の風聞が立ったので「彼村又ハ近村ニ而動方」の内値が進められたが、「別而際立事」もなかったという報告がなされており、騒動は決して突発的に起こったものではなかった。

非法は「申上覚」に十か条認められ、結局「太郎右衛門万事ニ付惣百姓共ニれんみん之心無御座ニ付」、村人の総意として「庄屋役儀御しやめん」の訴を起したのである。

ともあれ、十八世紀に入り、次第に矛盾を深める藩政や村政に対して、これへの是正や不正追求を村の総意として主張しはじめた所に、府内藩農民の成長の足どりを確めることが出来るであろう。

注 (1) 立川輝信「宝曆十一年府内藩里郷上村組百姓騒擾始末」(『大分県地方史』第一七・一八・一九・二〇号合輯)

(2) 「府内藩日記」甲70―2、延享四年六月三・四・七・九・十日および九月十八日の条

(3) 同上甲77、宝曆二年十二月八日の条

(4) 同上

(5) 同上甲116、安永元年二月六日の条

(6) 同上甲119、天明七年三月十三日の条

(7) 「佐伯藩日記」、宝永八年二月十二日の条

## 二 宝永強訴(「府内藩日記」甲19)

宝永七年十二月二十八日

一去ル廿四日奥郷武官組・橋爪組之百姓共、願之儀大庄屋・小庄屋江も不相知ニ候而、去ル廿日御町ニ大勢罷出、翌廿一日手代貞兵衛所へ願書組頭三人持参、代官へ差出くれ候様ニと申差出申候付、右之書付村田久右衛門所へ貞兵衛致持参候、久右

衛門請取置之様子悉承届候而、久右衛門両人之大庄屋へ申聞候者、為差願候儀ニも無之処ニ、大勢催し罷出候儀不届ニ御座候、三四人も残し置外之者共罷帰候様可申付由申渡候処追々罷帰申候、右書付を与八郎所に致持參候付、与八郎一覽之上与八郎大庄屋佐□□右衛門申聞候者、此度兩組百姓共願之儀有之、書付御代官迄差出候、何そ切立候事も無之候へ者、御町迄大勢罷出候程之儀も不被存、願之筋庄屋共を以可申立儀と被存候、宿之火之元無心元候時分柄之儀ニ候間、早々罷帰其内組頭共ニ而も二三人も残置可申候、□書付留置候上ハとくと致了簡、其上ニ而御役人方へも可申達由申聞候、右之通与八郎大庄屋兩人へ申聞せ候様ニと申聞候へ者、とかくなく罷帰候、

百姓共願書口上之覚

百姓共前々諸事をいくりに付、殊外逼迫仕候処ニ、又当年之麦作畑□□毛共以外悪敷御座候、然上に田作之儀も存外取み無御座候而難儀申候、御年貢之儀者<sup>(難)</sup>有限ニ米ニ仕上納仕候、然上ハ御未進米拝借仕御年貢方ニ仕候、あわれ御未進米来年暮迄利なし上納被仰付被下候ハ、<sup>(難)</sup>匣有御座候、

一 竹木出御公役扶持米每年被下也、然処ニ<sup>(マ)</sup>一屯人夫付之さハ、木助夫屯人ツ、仕持出申候、又ハ百人夫付ハ助夫百人ほとツ、ニ而持出申候、右助夫之儀者百姓方<sup>(マ)</sup>るふちまいまどいニ仕候、然上ハ増夫之分ニもふち米被下候ハ、難有可有御座候、并竹木切夫松葉をろし夫ケ様ふち米も不被下、其外役儀多御座候而百姓共こんきう仕候、扱又右助夫之分ニも時々ニ扶持米被下候様ニ奉願上候、

一 御山方之儀者、先年之御山奉行川野安太夫殿御しはい之時之様ニ奉願上候、

一 松枝近年御打被成、然処ニ只今御山ニもさい木生しなく罷成、落葉無御座候へ者、わら・小麦杯を薪ニ仕、其故牛馬之養、やねの繕難成難義仕候、左致之儀百姓共ニ□□被下候ハ、匣有可有御座候、

一 御免相之儀者、三拾年以前酉年<sup>(マ)</sup>此後十年已前たつノ年迄御免相之通被仰付被下候ハ、匣有可有御座候、

右之条々少も相違無御座候間、可仕様被仰上可被下候、以上、

平良石村百姓中、雲取村・小原村・六郎丸村、甲斐田村・透内村・久保村・蛇口村・樺木村・橋爪村・葛原村・畑田村・中尾村・田口原村・瀬口村百姓中□願善右衛門殿・藤右衛門也・佐二右衛門也・藤兵衛也・六右衛門也・吉右衛門也・七右衛門也・半右衛門也・重右衛門也・平右衛門也・八右衛門也、

武宮村作右衛門・橋爪村惣右衛門へ可申渡覚

一 武宮組・橋爪組百姓共願書差出違御耳候、百姓共手前追繰罷成致迷惑候、依之拜借米無利来暮上納仕度旨奉願候、殿様御不勝手之儀者上下奉存知罷有候、右拜借来上納不相濟候へ者、来<sup>年</sup>□御參勤御用不相濟候、然上ハ百姓共此所を奉考其内随分かせき候て御定月切致上納候様可仕候、不勝手之段ハ被遊御察候之間、利分之儀者被遊御免候、

一 竹木出夫之儀、助夫を立候而致迷惑候由、此儀者兼而上二御存知無之、奥郷之儀者中郷里郷と違候而道度も遠候間、左様ニ可有之儀と被思召候、向後御吟味之上肩之上相應被仰付可被下候、

一 山方之事、河野安太夫支配之節と奉願候、其節者松も少く其後村田久右衛門支配ニ罷成段々松を植立候へバ、其時分トハ様子も相替候、若連々松を植立候間、野手所杯へ植立申候ハ、可申出候、野手代御免可被下事、

一 松枝松葉被下候様奉願候、松葉之儀者里郷中郷共御拂罷成儀候、奥郷斗江被下候儀も難成候、乍去右村々之内別而薪等拂底之村ハ致吟味可申出候、其村へ者可被下候、松木枝葉打跡落葉も無之致迷惑候由、向後致其心得枝葉為打候様ニ可被仰付可被下事、

一 御免相之事、三拾年前方拾年以前迄之通と奉願候、御免相之儀者第一年並応儀、其上追々井手等も奉願被仰付候へ者、連々先ハ作もよろしき筈候、其上府内里郷中郷一同之御検見人数も不相替相勤儀候間、差而甲乙も可有様不被思召候、乍然見分之上ニ而申付儀ニ有之候間、少々之相違も可有之哉、至來秋存分被遂穿鑿立毛無相違様被仰付可被下候条、此旨百姓共へ委可申聞候、

此度百姓共願之儀申上間敷儀ニ而も無之候、左候ハ、庄屋小庄屋共申聞候此儀を以可申上候□□も無之、大勢御城下へ罷出候段、不届被思召候、向後百姓共願之儀有之におゐてハ、様子承届候而可□立願之儀者、何時も取次候而可申上候、

正徳元年正月廿八日

去廿六日橋爪村文吉籠舎被仰付候子細ハ、旧臘奥郷百姓共願之義有之ニ付、百姓大勢引催御城下へ罷出候ニ付、武官村大庄屋作右衛門・橋爪村大庄屋惣左衛門江右頭取仕候者心付有之候ハ、ひそかに申聞候得と与八郎申付置候処ニ、去比右文吉桑畑村弥三右衛門と申者を心付□両庄屋申聞候付、去十八日夜右文吉弥惣右衛門手錠おろし、足輕番人ニ三人ツ、附之召寄、奥郷斗蔵ニ差置、小川兵助・内田清左衛門を以様子相尋候処ニ、文吉元來願之義心附人ニ申聞、御城下へ罷出候由白状申候、依之籠舎被仰付、弥三右衛門儀ハ文吉に被心附兩度相談に罷出御城下江出候由申ニ付被成御免御戻被成之由被仰付、右口書等書付別帯に有之、右兩人之者へ被仰渡候儀ハ、

橋爪村文吉ニ申渡之覺

去暮奥郷百姓共願、元來其方心附人ニ申聞候由白状申、願之義ハさも可有之由、左候ハ、隠便令相談、庄屋大庄屋共江申聞次第を以可申上処、胡乱に申触、大勢を引催、御城下江罷出候段不届被思召候、依之籠舎被仰付候、

桑畑村弥三右衛門へ申渡之覺

去暮奥郷百姓共願、元來橋爪村文吉心付、其方始人ニ申聞候由白状申候、願之義ハさも可有之候、乍去其方儀ハ先庄屋相勤候義ニ候間、百姓共願之筋存知候而可能在候、然上ハ穩便致相談庄屋大庄屋共江申聞次第を以可奉願儀を、左も無之致同心、大勢一同御城下へ罷出候段不届ニハ被思召候得共、今度ハ被遊御免候、自今以後□□□□、

兩大庄屋小庄屋共ニ申渡之覚

橋爪村文吉、桑畑村弥三右衛門召寄、去暮奥郷百姓共左も無之願に、大勢御城下へ罷出候趣相尋候処、元來願之儀(勤候)文吉心附大勢引催候由白狀申候、依之籠舎被仰付、弥三右衛門儀ハ文吉ニ被心附大勢一同に御城下へ罷出候由申候、先庄屋相□□者(談)ニ候得ハ、百姓共願之筋ハ存知候而可罷在候間、穩便致相□□次第を以可奉願儀を、左も無之不屈ニハ被思召候得共、今度ハ被遊御免候、相□□を以、何之差引も不存、罷出候と被思召候間、此度被遊御免候、大勢相催連訴之儀ハ公儀御禁制ニ候、自今以後願之儀、次第を以可申上候、各之趣相嗜申候様可申付候、

橋爪村惣左衛門ニ申渡之覚

(文)□吉兄助右衛門儀、右之件相催候事不存儀有之間敷候、然者吳見をも可仕処、さも無之不屈被思召候、依之逼塞被仰付候、文吉妻ハ敢前々申付候通、所に預ケ可差置候、尤兩大庄屋小庄屋江之申渡、吉田与八郎於宅ニ上原長右衛門列座ニ而与八郎申渡之、

三 宗寿寺村々方騒動(「府内藩日記」甲40)

享保十一年十一月二十九日

一東丸ニ而忠右衛門密ニ某へ被申付候者、当夏宗寿寺村庄や太郎右衛門儀、同村組頭百姓共訴之由口上書門内ニ落シ有之付、当秋某へも被申聞、芝岡孫左衛門へも巡行之節彼村又ハ近村ニ而勤方為承候処、別而際立事も無之程之處、昨十ツ時分津久井伊左衛門家來瀬口村之もの段六、甚左衛門方へ參候処ニ、門前ニ而宗寿寺村之百姓内ニ見知り越宅ヲも致候もの併名ハ不存候、久々ニ而逢候趣挨拶申候処、彼もの申候ハ、松崎甚左衛門殿御屋敷ハ是ニて候哉、此書付差上くれ候様ニ申ニ付、何心なく受取、甚左衛門家來方助と申もの相渡候、其夜甚左衛門当番夜ニ入罷帰披見候処、又々太郎右衛門儀願書組頭百姓共

之書付ニ而有之候、右庄や義兼而亘敷もの、由申候へ共、兩度迄之事、其上右之百姓持参いたし候段相知申事ニ候へ者、其分ニ難差置、即伊左衛門家来段六へ口書申付候処、何心無之取次迷惑之由申出し候、とかく右之もの召呼某宅ニ而様子承之書付取可申候、就夫右段六と外ニ中間老人相添、今日宗寿寺村へ遣しさかし候而召連参候様ニ申付可遣旨ニ付、右段六ニ中間伝助差添遣之也、

享保十一年十二月二日

一昨朔日伊左衛門家来段六、中間伝介、宗寿寺村百姓式人召連罷越ニ付、様子承候処、安兵衛と申もの右段六見知り之もの加左衛門と申ものも当廿八日安兵衛と同道ニ而、加左衛門ハ脇ニ相居申候由、昨日安兵衛参候節、加左衛門ハ府内ノ年貢帰途中ニ而行合、様子承之付、直々加左衛門も罷越候由、依之式人之ものへ段々承之候処、先達而書付之通相替義無之付、口上書申付之候、昨七ツ過罷越、夜ニ入四ツ半時分口上書出来渡之、今朝入披見之旨、藏人へ申達候、

但右式人之もの奥郷斗倉ニ罷置、番人中間八人ニて交々式人ツ、昼之内、夜四人ツ、也、下台所賄申付之、安兵衛加左衛門、

申上覚

一宗寿寺村与頭小百姓、身いとなミニ付かき付仕次左衛門様へ指上申所ニ、私共き、ちかへ甚左衛門とたづね参候處、御門ニ而団六殿ニ参あい御上可被下様ニと相渡申候、於此儀ニハ団六殿少も御そんじ無御座候、左様被思召可被下候、為其口上書如件、

一宗寿寺村惣百姓共、近年困窮仕、餘村ニ相替難儀仕候儀者、庄屋太屋郎右衛門百姓共ニ少も憐愍之心無御座候事、

一村中田畑御山之外谷筋ニ至迄、或ハ山を仕立、茶を立、庄屋内と申牛馬ニ而もつなき申事少もなり不申候、百姓共ニ難儀



仕申文、

一 近年無失を以きもいり取あけられ申候故、つとめ申者老人も無御座候付、当分組頭月はんニ仕、惣百姓共なんき仕申候、

一 去々たつノ年旱魃ニ付、田地水引申事甲乙無之様被仰付候得共、殊之外我俣被致自身之田地ニハ日そんなも無御座候、百姓  
一 共日かれニ及なん儀仕申候、

一 毎年井手御普請御座候節、庄屋役ニ而罷出置、餘村ニ違百姓方費用銀取被申候付、ふかつて仕申候、尤費用銀惣百姓方出申候、受取御座候事、

一 一村次状持給米之儀ハ米五斗ニ而百姓之内ニ而相つとめ来り候所ニ取上、自身状持仕、かつてニ仕百姓難儀仕候、其上影戸中尾村へ届ケ申状百姓ニ持せ申事、

一 先年方通り申井出ヲ、庄屋自身之田地ニ仕こみ、百姓之畑之内新きニ井手を掘通シ申候事、

一 近年こんきう之百姓共、御未進借り拝借願申度由、庄屋方御頼申候得共、少ニ而不成不申候由候ニ付、百姓共渡世おくりかね難儀仕候事、

一 宗寿寺村太郎右衛門、万事ニ付惣百姓共これんみんな之心無御座ニ付、惣百姓共与頭迄心を合、庄屋役儀御しゃめん被仰付させ可被下とおとしぶみ仕、忠右衛門様御屋敷御門内ニおとし申候、其節だんこう之上ニ而加左衛門參申候、

一 右之通ニ御座候間、口上書指上申候、以上、

丙午十二月朔日

宗寿寺百姓

安兵衛 爪印

同 加左衛門爪印

平野三郎左衛門様御手代

両 人 殿

享保十一年十二月四日

一宗壽寺村庄屋太郎右衛門、大庄や弥五右衛門召寄、太郎右衛門ニ返答書申付候様ニ藏人被申聞之付、昨三日某宅にて申聞之返答申付之、

享保十一年十二月五日

一宗壽寺村庄や太郎右衛門返答書出ニ付、藏人へ入披見之處、被申聞候者、奥郷斗倉ニ差置候百姓加左衛門安兵衛式人共ニ宗壽寺村組頭三人へ預ケ町宿ニ差置可申候、尤証文取申候、扱又訴状并庄屋返答書、大庄屋弥五左衛門ニとくと見可申候、其上ニ而理非之存寄可有之候間、其趣書付差出可申候、組頭三人之者共へも見せ、是又存寄書付取可申候、庄屋返答書之内に状持之給米請取、庄や本にて状持相勤候村次状斗相勤、隣村にて直着之状ハ百姓ニもたせ候由相見へ申候、此段弥其通ニ候哉、外之小庄屋共へ為承之書付取可申候段、被申聞候付平野三郎左衛門へ申渡之、

享保十一年十二月八日

一宗壽寺村加左衛門安兵衛、組頭太左衛門傳之丞与兵衛預リ証文出之、藏人へ入披見候、

享保十一年十二月九日

一藏人被申聞候者、此度宗壽寺村太郎右衛門ヲ百姓出訴ニ付、内吟味被申付候処、差急際立不申候而もの義(マ)ニ候、敢早段々及月廻候間、来月十一日過候ハ、吟味候而御家老中へも可申上段申聞候、先差帰し可申旨ニ付、三郎左衛門を以、先大庄屋弥五左衛門、庄や太郎右衛門へ申聞候者、此度之義此節遂吟味御家老中へ可申上之処、月廻ニ差向被取込ニ被成御座候間、来春ニ至十一日も過候ハ、吟味之上可申上候、尤安兵衛加左衛門義者と頭共へ預ケ置申候、太郎右衛門義も落着迄ハ相手

之事ニ候へ者、上江重き願之筋も百姓共有之候ハ、一通り太郎右衛門ニ申聞、直ニ与頭弥五左衛門ニ申聞候様ニ申付候間、左様相心へ可申候、尤其外之義諸公役取立等之義、只今迄之通差図可申候段申聞候、其上ニ而与頭三人右式人之もの共ニ右之趣申聞候、且其方共月廻迄御町ニ罷在候而ハ暮仕廻も迷惑可致候、先罷帰候様ニ申聞候間、証文ヲ取差出可申旨、三郎左衛門兩手代共へ申渡之、

付記 本稿を成すに当たり、史料閲覧等で前大分県立大分図書館資料課長赤嶺重信氏の御協力をいただいた。厚く御礼申し上げる次第である。

(大分県総務部総務課県史調査員)

## 会 告

※ 会費のご納入は、次のいずれかでお願ひ致します。

(1) 郵便振替口座 下・関・八・一・五・二・九・四 大分県地方史研究会あて(振替口座が変更になりましたので御注意下さい。)

(2) 大分銀行県庁内支店・普通預金口座 一・六・四・三・二・一・一 大分県地方史研究会あて

※ 会員の方で、本誌以外に論文等を発表された時は、抜刷等を本会あてお送り下されば幸いです。また出版された時は、チラシか出版物をお届けいただければ、販売のお手伝を致します。